



1 第96回全国安全週間が始まります。

全国安全週間スローガン

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

準備期間：6月1日から6月30日 本週間：7月1日から7月7日



労働災害はこれまで長期的には減少してきましたが、近年は増加傾向にあります。本スローガンは、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害や墜落・転落などの死亡災害が、現在も、発生している状況をふまえたものとなっています。事業場の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的とするという趣旨をご理解いただけたらと思います。

福井労働局の重点目標

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 不安全行動をなくすための安全教育の徹底や作業マニュアルの整備、さらに不安全行動による労働災害を未然に防止するための設備の設置
- 高齢労働者の安全と健康確保のための対策の徹底

- 各事業場が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項
 - 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学会等の実施による家族への協力の呼びかけ
 - 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



2 転倒災害急増中！！～ロコチェックの実践を～

敦賀署管内労働災害発生状況
(令和5年5月速報値)

	転倒
製造業	2
建設業	2
道路貨物運送業	1
林業	1
小売業	10
社会福祉施設	6
全産業	31

体を動かそう！



「ロコチェック」とは、ロコモティブシンドローム（略して「ロコモ」）+チェックの略で、移動能力（立つ、歩く等日常生活に必要な身体を移動させる能力）の低下具合を簡単に確かめることができる方法です。

健康寿命を延ばすには、「ロコモ」対策が重要であり、この考え方は、転倒災害・腰痛災害防止のための強いからだづくりにつながります。

当署管内の労働災害発生状況を見ると、令和5年の5月速報値においては、50代及び60代で災害件数の過半数を占めています。

転倒災害の増加幅を、業種別にみると、小売業と社会福祉施設において、急増していることがわかります。

<<前年同期>>

製造業	4
建設業	2
道路貨物運送業	1
林業	1
小売業	6
社会福祉施設	6
全産業	21

順位	年代	件数
1	50代	15
1	60代	15
3	40代	9
4	20代	7
4	30代	7
6	70代	4
7	80代	2

<<差>>

製造業	-2
建設業	-2
道路貨物運送業	1
林業	1
小売業	4
社会福祉施設	6
全産業	10

STEP 1

まずは、7つの項目で簡単
チェック！



STEP 2

転倒防止のために、レッツ
エクササイズ！



体力チェックは
こちらに

令和5年度エイジフレンドリー補助金のお知らせ

申請受付期間：令和5年6月12日から令和5年10月末日まで

受付区分：

高齢者の労働災害防止コース・・・高齢労働者にとって危険な場所等を解消する取組に対して補助（※上限100万円）を行います。

コラボヘルスコース・・・コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して補助（※上限30万円）を行います。

3 ドラグショベルの横転事故が多発しています

令和5年度に入り、当署管内で、ドラグショベル（クレーン機能使用中含む）の横転事故が4件発生しています。



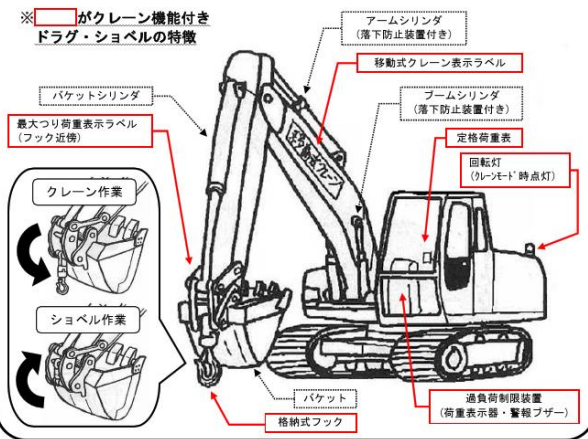
横転事故を防ぐためには、

クレーン機能使用時に回転灯が点灯しているか確認しましょう

- ☑ 荷が片荷にならないよう安定させて積むこと
 - ☑ 遠心力がかかりすぎて大回りして路面から外れて脱輪したり横転しないよう、カーブを曲がる時には速度を落とすこと
 - ☑ 傾斜地やぬかるんだ作業位置で走行、掘削等の作業を行う場合には、敷鉄板を敷くなど地盤沈下のための措置を講じること
 - ☑ クレーン機能付きのドラグショベルで荷のつり上げ・つり下げ・旋回動作を行う場合は、確実にクレーンモードに切り替えて、荷重計等を機能させること
 - ☑ ドラグショベル（クレーン機能を使用する際は移動式クレーンも）の作業計画を事前に定めて、関係労働者に周知すること
- 横転した場合に備えて、シートベルトは締めてください。

クレーン機能付きドラグ・ショベルの各部の名称及び安全装置
〔クレーン 第41巻 4号 2003〕（社団法人日本クレーン協会より）

※ がクレーン機能付きドラグ・ショベルの特徴



4 外国人労働者の労働災害防止のために

誰もが活躍できる職場づくりを進めよう
～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人労働者問題啓発月間」

「外国人労働者向け相談ダイヤル」
Telephone Consultation Service for Foreign Workers

0570-001-701 (Mon~Fri)
0570-001-702 (月～周五)

サイトで確認

労働条件ポータルサイト

「確かめよう労働条件」

確かめよう労働条件 検索

0120-811-610

受付時間 月～金 17:00～22:00 土曜 9:00～21:00



6月は外国人労働者問題啓発月間です。当署管内でも、製造業や建設業等で外国人労働者がみられます。

英語、中国語、ベトナム語等13言語に対応する「外国人労働者向け相談ダイヤル」（労働条件等相談窓口）が整備されています。

また、外国人労働者への効果的な安全衛生教育のため、厚生労働省では、視聴覚教材に安全衛生教育資料を公表しておりますので、ぜひご活用ください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材 (YouTube) のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenshiseido/>



例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

5 電子申請の積極的な利用をお願いします

令和3年10月1日から労働安全衛生法等の規定に基づく届出等の申請について、電子署名・電子証明書の添付は不要となっています。電子申請を積極的にご活用ください。

6 労働保険の年度更新申告書をご提出ください。

令和5年度労働保険の年度更新期間は、6月1日から7月10日までです。

第1期の通常の納期限は令和5年7月10日となっておりますので、忘れずに年度更新申告書のご提出をお願いします。

電子申請により提出する場合には、時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。

期日前は、混雑が予想されますので、お早めに手続きをされますようお願いいたします。

